（公印省略）

公入管第９８７号の３
令和　３年３月３１日

大分県建設産業団体連合会長
（一社）大分県建設業協会長　殿

大分県土木建築部長

大分県公共工事請負契約約款の一部改正について（通知）

大分県公共工事請負契約約款（平成２３年大分県告示第３１６号）について、別紙のとおり改正したので通知します。
つきましては、貴傘下会員等あて周知をお願いします。
なお、改正内容は下記のとおりです。

記

１　改正内容
（１）「公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）」により、使途拡大特例の適用対象が改正されたことに伴い、約款第３７条ただし書中「令和３年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。
　また、平成２８年４月１日から令和３年３月３１日までに請負契約を締結した工事に係る令和３年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、適用するものとする。
（２）遅延賠償金の割合の改正（第３４条・第５５条・第５６条・第５８条）
「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第８条第１項に規定する率の改正により、「年２．６パーセント」を「年２．５パーセント」に改める。

２　施行期日
令和３年４月１日から施行する。

（公共工事入札管理室）